

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書(案)

農業者や中小零細自営業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)と定めた所得税法第 56 条により、税法上必要経費に認められていません。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合はいくら頑張っても 86 万円、配偶者以外の家族の場合は 50 万円です。所得税法第 56 条は、農業者や自営業者の後継者不足に拍車をかけるものです。

さらに、同じ労働に対する対価を青色申告では経費として認め、白色申告では認めないという制度自体が矛盾しているのではないのでしょうか。平成 26 年 1 月 1 日からはすべての事業者に記帳義務が課せられるようになったため、ますます道理がなくなっています。2016 年 2 月には、国連女性差別撤廃委員会で家族経営における女性の労働を認めるよう所得税の見直しを検討することが勧告されました。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国といった国々も自家労賃を経費として認めており、所得税法第 56 条が世界の流れから取り残されていることは明らかです。

自家労賃を認めることは、業者婦人の働きを正當に評価することにつながり中小企業の経営支援になります。また、男女共同参画社会づくりの前進に、税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがいありません。

よって、所得税法第 56 条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 月 日

茨城県議会議員 藤 島 正 孝

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣